

足監査公表第7号  
平成25年10月23日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 西 田 智 男

記

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査実施日 平成25年9月25日

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団 体 名	対 象	監査結果
足利市観光協会	平成24年度 足利市観光協会補助金 14,280,000円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・収支決算書において、平成23年度補助金返還金について誤りがあった。 ・補助金の一部を雑入として処理していた。
	平成24年度 足利市観光協会施設整備事業費補助金 6,000,000円	施設整備事業等に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められた。
	平成24年度 足利市観光協会施設開設運営費等補助金 2,145,000円	

<p>公益社団法人 足利市シルバー人 材センター</p>	<p>平成 24 年度 足利市シルバー人材セン ター運営費補助金 28,873,000 円 平成 24 年度 足利市シルバー人材セン ター事業運営資金貸付金 10,000,000 円</p>	<p>補助金及び貸付金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書の事業のうち事業報告書による報告がない事業が見受けられた</li> </ul>
--------------------------------------	---	--

## 5 意見・要望

足利市観光協会への補助金の交付に当たっては、事業実績報告書や収支決算書等の審査を適切に行う等、交付手続きの適正化を図られたい。

足利市シルバー人材センターへの運営資金貸付けに当たっては、根拠が明確でないので、市規則の整備を行う等根拠を明確にし、手続きを適正に行うとともに、助成に関する書類の十分な確認と適切な指導を図られたい。